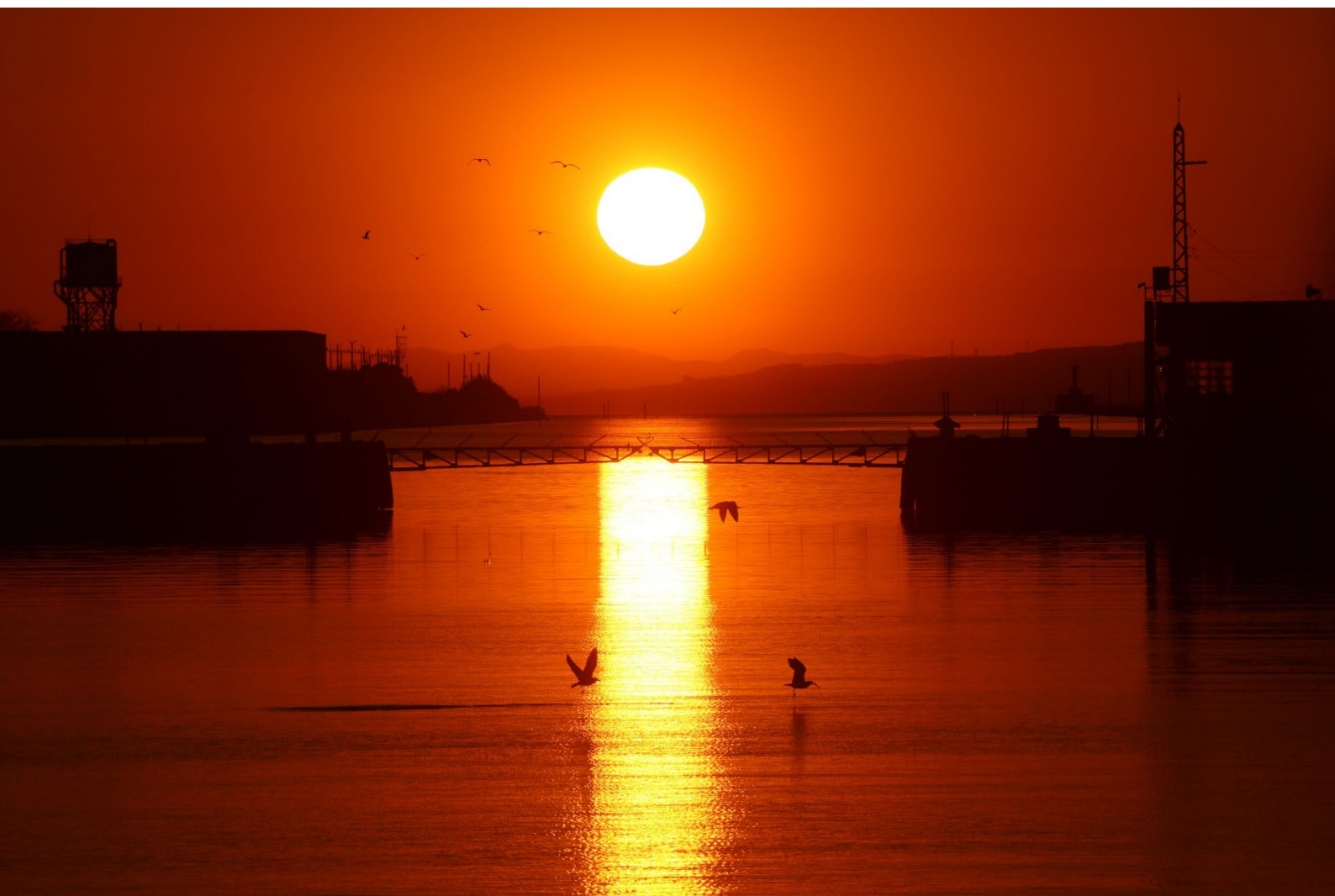


ちゅうせい



特集

50年を迎える公害等調整委員会

公害等調整委員会委員長挨拶

写真やデータで振り返る公害等調整委員会の50年
公害紛争処理制度とその進展

誌上セミナー

振動について

第1回 振動に係る苦情の状況および法令等

ネットワーク

がんばってまーす

公害苦情対応を経験して思うこと [茨城県つくば市]
原因は近所にあるとは限らない [福岡県大牟田市]



ほうきょうさん ほうじょうおおいけ
宝篋山（北条大池の桜）
（写真提供：茨城県つくば市）



夏祭り「まつりつくば」
（写真提供：茨城県つくば市）

Contents

2 特集 50 年を迎える公害等調整委員会

公害等調整委員会委員長挨拶

写真やデータで振り返る公害等調整委員会の 50 年
公害紛争処理制度とその進展

公害等調整委員会事務局

14 誌上セミナー「振動について」

第1回 振動に係る苦情の状況および法令等

神奈川県環境科学センター 横島 潤紀

25 公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局

27 公害等調整委員会が実施するイベントの紹介

公害等調整委員会事務局



工業専用地域の夜景
(写真提供：福岡県大牟田市)



国内最古級の鋼鉄製 櫓^{やぐら}が残る「宮原坑」^{みやのはらこう}
(写真提供：福岡県大牟田市)

<ネットワーク>

28 がんばってまーす

* 公害苦情対応を経験して思うこと

茨城県つくば市生活環境部環境保全課主任技師

なかむら はやと
中村 隼人

* 原因は近所にあるとは限らない

福岡県大牟田市環境部環境保全課主査

ともだ よしのり
塘田 義則

32 公害等調整委員会の動き(令和4年1月～3月) 公害等調整委員会事務局 ※

35 都道府県公害審査会の動き(令和4年1月～3月) 公害等調整委員会事務局 ※

※印の記事は転載自由です。

表紙の写真 世界遺産の三池港^{みいけこう}から見える絶景「光の航路」 <関連：30 ページ>

(写真提供：福岡県大牟田市(撮影：ふるいけ博文))

明治 41 (1908) 年に築港された三池港は、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産です。そんな三池港を見学できる三池港展望所は、美しい夕日の撮影ポイントとしても有名です。年に 2 回、毎年 1 月と 11 月頃、日没の方位が 247 度前後となる約 10 日間は、三池港の航路先端から^{こうもん}閘門を抜け三池港展望所まで、ほぼ一直線の「光の航路」を見ることができます。

当委員会は、公害等調整委員会設置法（昭和 47 年法律第 52 号）に基づき、土地調整委員会と中央公害審査委員会とを統合して、昭和 47 年 7 月 1 日に総理府の外局として設置されました。その後、平成 13 年 1 月 6 日に中央省庁等改革に伴い総務省の外局として置かれ、本年 7 月に設立 50 周年を迎えます。

今年度 4 回にわたり特集する本コーナーでは、50 周年を記念した行事や事業を紹介するとともに、写真やデータ等により 50 年の歩みを振り返ります。

公害等調整委員会委員長挨拶



50 周年という大きな節目に当たり

これまでの取り組みを振り返るとともに

新たな歴史に向けて

その役割を果たすため一層の努力を重ねます

公害等調整委員会委員長の荒井でございます。

今年は、公害等調整委員会が公害紛争の処理と鉱業等と一般公益等との土地利用の調整という 2 つの任務を担って設立されてから 50 周年という大きな節目を迎えます。

この 50 年という年月を振り返りますと、当委員会が設立された昭和 47 年は、高度経済成長期における経済・社会活動などの結果大きな社会問題となっていた公害に対して、わが国が抜本的な対策を取り始めた時期でした。

まず、公害紛争についてみますと、当委員会は、設立以来、多くの大規模な事案をはじめとする様々な公害紛争に真摯に向き合いながら、その適正な解決を模索し、国民の皆様の生活環境の保全に向けて尽力してまいりました。

この間、かつて深刻であった四大公害に代表されるような産業型の公害による被害は、企業や地方公共団体、国民の皆様のご努力によって、大幅に減少いたしました。

一方で、環境をめぐる意識の高まりや経済・社会構造の変化等を反映し、近年では、近隣の住宅や店舗の室外機からの騒音や飲食店からの悪臭など、人口・住宅が密集している都市部における比較的小規模な公害紛争が増加し、最近ではほとんどがこうした都市型・生活環境型の公害紛争となっております。

また、最近の新型コロナウイルス感染症の拡大など国民の皆様の生活環境の変化などによって、令和2年度においては、地方公共団体に寄せられる公害苦情の相談件数が、前年度に比べ大幅に増加いたしました。

このように、公害紛争はその時々々の社会情勢を反映してその在り様を変化させてきており、公害紛争処理を担う当委員会としても、同じく公害に関する調停や苦情相談を運営する地方公共団体との連携・協力を図りながら、そうした公害の実情に即した的確な対応をすることが求められております。

土地利用調整の関係をみましても、近年は採石業等に対する行政の対応に環境の保全を重視する傾向がみられ、不服裁定の審査において、その判断や調整に苦慮する事案が増えていると感じられるところです。

当委員会は、引き続き国民の皆様のご期待に応え、公害紛争や土地利用を巡る紛争を迅速かつ適正に解決していくため、社会の変化を踏まえつつ、求められる諸課題に取り組んでまいりたいと存じます。

50周年という大きな節目に当たり、これまでの取り組みを振り返るとともに、新たな歴史に向けて、その役割を果たすため一層の努力を重ねて行く所存です。

今後とも皆様のご理解とご支援をお願いし、私からのご挨拶とさせていただきます。

公害等調整委員会委員長
荒井 勉

【お知らせ】

当委員会設立50周年を記念して、特設サイトを開設しました。50周年記念の行事や事業などについて随時掲載しますので、ぜひご覧ください。また、当委員会の公式Twitterアカウントでも随時情報を発信しますので、ぜひ、フォローをお願いします。



https://www.soumu.go.jp/kouchoi/50th_anniversary.html



https://twitter.com/MIC_kouchoi



写真やデータで振り返る 公害等調整委員会の 50 年

第1回 昭和 40 年代半ば頃～昭和 50 年代半ば頃

公害等調整委員会事務局

■公害等調整委員会の 50 年の歩みを、写真やデータから振り返ります。

今回は、主に、公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）が制定された頃から昭和 50 年代半ば頃までをご紹介します。

1 公害等調整委員会の設置

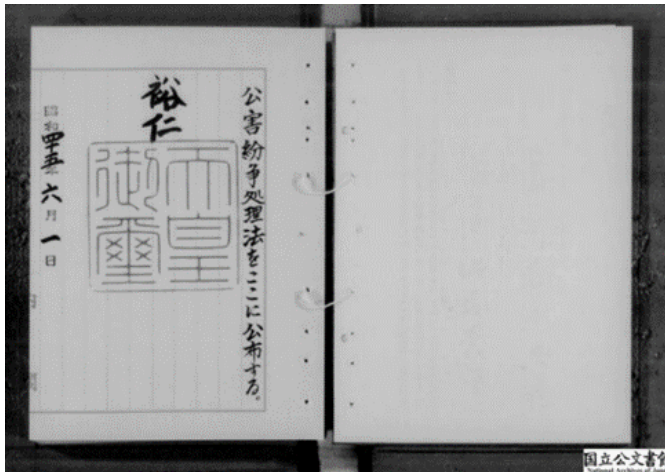


各地で発生する公害

昭和 40 年代半ば頃までは、戦後の高度経済成長の過程で「四大公害病」（水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそく）に代表される産業型公害が各地で発生し、個別法での取組が行われていました。

このような状況から、公害対策の総合的推進を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として「公害対策基本法」（昭和 42 年法律 132 号）が制定されました。

（写真）^{たこ}風揚げをして遊ぶ子供たちの向こうに、
煙を吐き続ける煙突（場所不明。昭和 40 年代）
出典；写真集 記録「東京の公害」

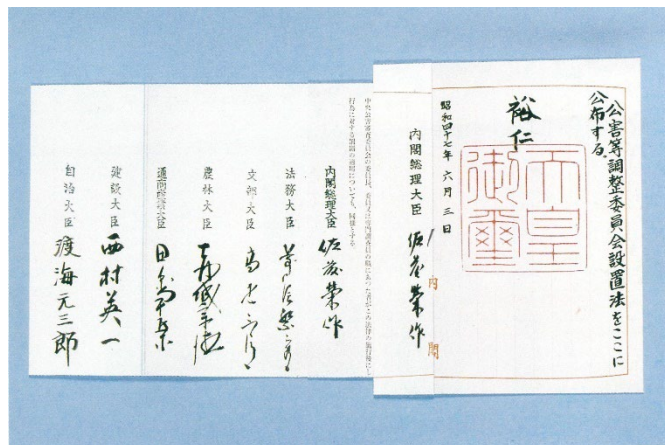


(写真) 御署名原本「公害紛争処理法」
(国立公文書館所蔵)

公害紛争処理法の制定

昭和 45 年 6 月に「公害紛争処理法」(昭和 45 年法律第 108 号) が制定され、同年 11 月に中央公害審査委員会が発足しました。同委員会では、公害紛争の調停及び仲裁を行うこととされ、準司法的機能を有することから、特に独立性、中立性の確保が図られていました。

同法では、公害紛争の解決のため、中央公害審査委員会を置く旨を規定したほか、条例で定めるところにより都道府県公害審査会を置くことができる旨も規定されました。



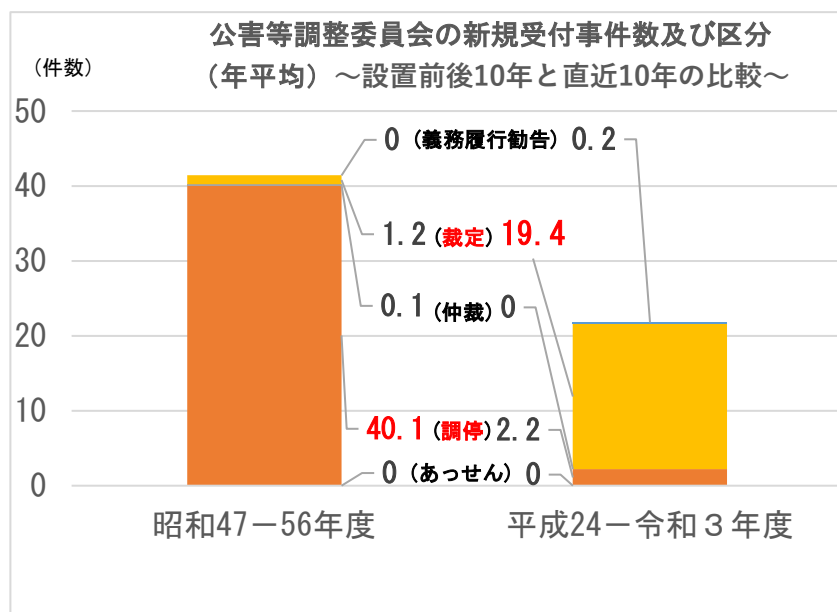
(写真) 御署名原本「公害等調整委員会設置法」
(国立公文書館所蔵)

公害等調整委員会の設置・発足

昭和 47 年 6 月に「公害等調整委員会設置法」(昭和 47 年法律第 52 号) が制定され、中央公害審査委員会及び土地調整委員会(鉱業・採石業・砂利採取業と一般公益又は農林業などとの調整を図るため、昭和 25 年 12 月に「土地調整委員会設置法」(昭和 25 年法律第 292 号) が制定され、翌昭和 26 年 1 月に発足) が担っていた役割を統合する形で、昭和 47 年 7 月 1 日、総理府(当時)の外局として公害等調整委員会が発足しました。また、同年 9 月末に公害紛争処理の方法として、従来の調停及び仲裁のほか裁定制度が導入され、昭和 49 年 11 月にあっせん制度が導入されました。

なお、公害紛争処理法制定の背景、法の制定、新たな制度の導入、その後の制度改正等の詳細は、本誌 9 項「公害紛争処理制度とその進展」に掲載しておりますので、そちらもあわせてご覧ください。

2 公害等調整委員会が取り扱った主な事件等



公害紛争事件の傾向

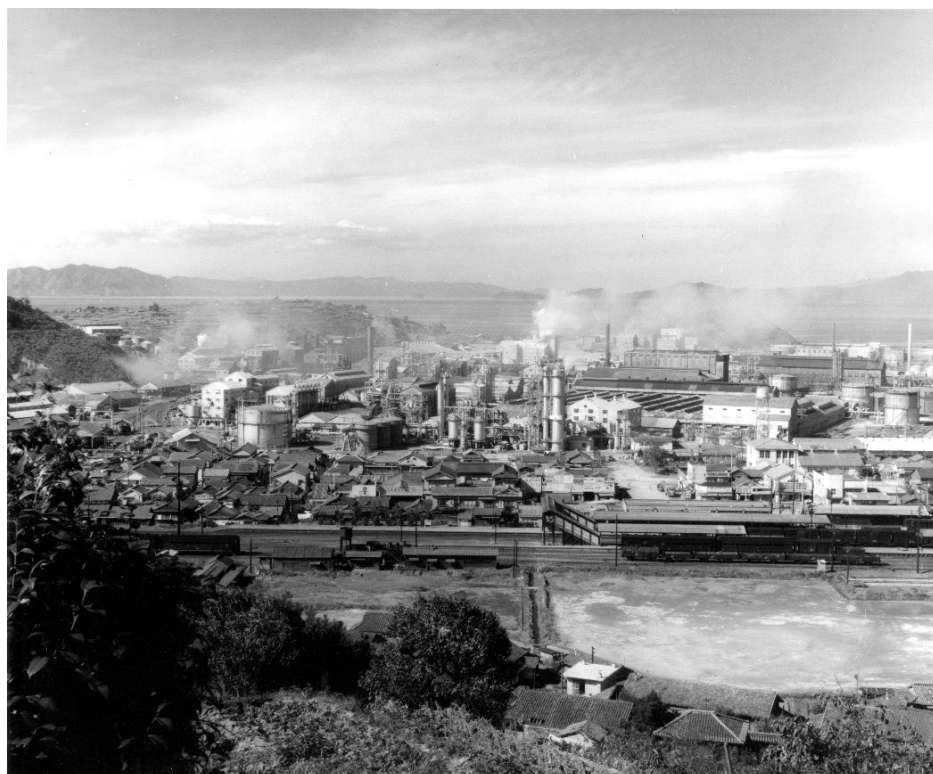
公害等調整委員会の設置前後から昭和56年度までにおける事件申請数は、年平均41.4件で、直近10年の年平均21.8件の2倍弱でした。その内訳をみると、「不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件」など、調停事件が約97%で、直近10年と比較して圧倒的に多い傾向にありました（直近10年は裁定事件が約89%）。

【調停と裁定の違い】

調停 当事者間の話し合いを積極的にリードし、双方の互譲に基づく合意

裁定（原因裁定）加害行為と被害との間の因果関係の存否に関する法律判断

（責任裁定）損害賠償責任の有無に関する法律判断



不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件

本事件は、昭和46年12月、熊本県から鹿児島県にまたがる不知火海の沿岸の漁民等が、チッソ株式会社水俣工場からの排水に起因した水俣病に罹患し、これによって精神上及び財産上の損害を被ったとして、チッソ株式会社を相手方（被申請人）として、賠償金の支払等を内容とする調停を求めたものです。

（写真）チッソ水俣工場（昭和34年撮影）写真提供；水俣病資料館

昭和 48 年 4 月 27 日、公害等調整委員会に係属中だった調停申請について、30 人の患者とチッソ株式会社との間の調停（第 1 次）が成立しました。

本事件は、昭和 48 年の第 1 次調停から令和 3 年度末で、55 次にわたる調停がなされています。

現在の調停手続では、水俣病患者の症状等に応じ、患者グループとチッソ株式会社との間の補償協定に定められた A、B、C の 3 ランクのいずれに該当するかランク付けを行い、各ランクに応じて個々人の補償額等の決定、家族の補償等を中心とした調停を行っています。



参考：令和 2 年度公害等調整委員会年次報告（参考資料）第 1 編 第 2 章 第 1 節 1



（写真）足尾鉍毒による農業被害などの補償調停の調印の様子。手前後ろ姿は、小沢文雄公害等調整委員会委員長（当時）。（昭和 49 年 5 月 11 日）

写真提供；共同通信社

わたらせがわ 渡良瀬川沿岸における鉍毒による農作物被害に係る損害賠償調停申請事件

昭和 47 年 3 月、渡良瀬川沿岸における鉍毒による農作物被害に係る損害賠償調停申請事件（いわゆる足尾鉍毒事件）が申請されました。

本事件は、昭和 47 年～昭和 48 年申請、昭和 49 年・昭和 51 年申請の 2 つの調停事件に大別され、いずれも、足尾銅山の鉍業権者古河鉍業株式会社を相手方（被申請人）として、渡良瀬川上流の被申請人会社が経営する足尾事業所施設の廃棄物等から浸出する銅その他の重金属が渡良瀬川に流入し、下流で農作物に被害が生じたとして損害賠償を求めたものです。

最初の調停事件については、昭和 49 年 5 月、被申請人は、申請人らに対し、被申請人の排出した銅その他の重金属等に起因して申請人らに損害を生じたことを認める調停が成立しています。

参考：公害等調整委員会 HP



3 略年表

公害等調整委員会設置前から昭和 50 年代半ば頃まで、関係する主なできごとは次のとおりです。

年 月	事 項
昭和 25 年 12 月	土地調整委員会設置法（昭和 25 年法律第 292 号）公布
昭和 26 年 1 月	土地調整委員会発足（総理府の外局）
6 月	土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）公布により意見照会制度を創設
昭和 42 年 8 月	公害対策基本法（昭和 42 年法律第 132 号）公布
昭和 45 年 6 月	公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）公布 同法により調停、和解の仲介及び仲裁の手続を整備、また、中央公害審査委員会の設置のほか、公害審査会等を設置することができるとされた。
11 月	中央公害審査委員会発足（総理府）
昭和 46 年 6 月	○公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 70 号）公布（議員立法）
12 月	○不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件を受付（昭和 48 年 4 月以降令和 3 年度末までに 55 次にわたる調停を実施）
昭和 47 年 3 月	○渡良瀬川沿岸における鉱毒による農作物被害に係る損害賠償調停申請事件を受付（昭和 49 年 5 月調停成立、昭和 52 年 12 月和解成立）
6 月	公害等調整委員会設置法（昭和 47 年法律第 52 号）公布
7 月	公害等調整委員会発足（総理府の外局、土地調整委員会と中央公害審査委員会を統合） 土地調整委員会設置法の一部改正により鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律に題名改正
9 月	公害紛争処理法の一部改正により裁定制度導入
昭和 49 年 9 月	○公害健康被害補償法（昭和 48 年法律第 111 号）公布
11 月	公害紛争処理法の一部改正により職権あっせん制度導入

注）年表のうち、「○」は関係法令や関連する動き。

■次回予定

次回の「写真やデータで振り返る公害等調整委員会の 50 年」（第 2 回）では、主に、昭和 50 年代後半頃～平成 10 年代始め頃までの概要の紹介を予定しています。引き続きご覧ください。

公害紛争処理制度とその進展

公害等調整委員会事務局上席調査員

たぐち かずや
田口 和也

1 公害紛争処理法制定の背景

我が国における公害の歴史は古く、戦前期にも、足尾銅山鉍毒事件をはじめ、日立や別子の鉍山、東京や大阪などの工業地帯での大気汚染や水質汚濁など、各地で公害が発生したが、個別問題ごとの対処に留まっていた。

公害問題は、昭和 30 年代の高度成長期における産業構造の重化学工業化に伴って顕在化、深刻化し、重大な社会問題となった。

特に、企業活動に起因する四大公害病（水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそく）は、地域に深刻な健康被害と環境破壊をもたらし、被害を受けた住民は、救済を求めて訴訟を提起したが、問題の解決には大きな負担と長い年月を要した。

このため、公害紛争の処理、被害者の救済については、司法手続のほかに、行政の分野において専門技術的な判断も加えて公正で迅速な解決を図るための手続の整備が求められた。

一方、公害問題に対する国の対応について見ると、昭和 30 年代は応急的に必要な分野での立法と規制が行われていた。しかし、公害問題の多様化、深刻化に伴って、より抜本的、総合的な施策の樹立が求められるようになり、昭和 42 年に公害対策基本法（昭和 42 年法律第 132 号）が制定された。

同法には、公害に係る紛争の処理と被害の救済について、制度確立のため必要な措置を講じ

なければならない旨の条文が、国会修正で盛り込まれた。

2 公害紛争処理法の制定（昭和 45 年）

公害対策基本法に基づき総理府（現内閣府）に設置された中央公害対策審議会から、公害紛争処理制度について意見具申があり、これを受けて総理府で法律案作成のための調整が進められた。

特に検討を要した事項は、国の紛争処理機関について国家行政組織法上の 3 条機関（行政委員会）とするか又は 8 条機関（附属機関その他の機関）とするかの位置付けの問題、国と都道府県の紛争処理機関の関係及び管轄の問題、紛争処理手続への裁定制度の導入の問題などである。

これらの検討を経て、法律案が作成、国会に提出された。国会でも審議が重ねられ修正が行われた上、公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）が成立した。

同法の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 国（総理府）に中央公害審査委員会（8 条機関）、都道府県に公害審査会を設置する（公害審査会を置かない都道府県は、公害審査委員候補者名簿を作成）。

両者は上下関係ではなく、事件の性格に応じて管轄を分ける（原則として、重大事件、広域事件、県際事件は国、その他の事件は都道府県が管轄）。

なお、中央公害審査委員会は、任期 3 年の委員長及び委員 5 人で組織し、専門調査員 30 人

以内を置くことができるほか、事務局を置く。

また、公害審査会は、任期3年の委員9人以上15人以内で組織し、委員の互選で会長を定める。

- ② 紛争処理の手続は、調停、仲裁、和解の仲介（公害審査会等のみ）とする。

調停、仲裁の手続は、合意の形成を容易にするため、非公開とする。また、事実の調査、資料提出の要求等を行うことができる。

- ③ 公害防止の施策に関し、関係行政機関への意見の申出ができる。

このほか、地方公共団体における公害苦情処理体制を定め、都道府県、政令指定都市には、公害苦情相談員を置く。

なお、衆参両院において、法律案の裁決時に附帯決議が行われたが、その中で、今後、裁定制度の採用等と国の紛争処理機関の3条機関への移行を前向きに検討するよう求められた。

3 新たな制度の導入

(1) 裁定制度（昭和47年）

公害紛争処理法に基づく公害紛争処理制度は、昭和45年11月に発足した。

制度の運用に伴い、当事者の合意に基礎を置く調停等の手続のほかに、裁判に準ずる厳正な手続を確保しつつ、事実を機動的かつ速やかに究明し、公正な判定を行う手続の創設を求める声が強まった。また、上記の国会決議もあったことから、総理府での検討が鋭意進められた。

その結果、①裁定制度の導入、②裁定権限を行使するための中央公害審査委員会の機能強化及び3条機関への格上げが決められ、②については、行政機構の簡素化の観点から、既存の3条機関である土地調整委員会と中央公害審査委員会とを

統合し、公害等調整委員会を設置することとされた。

①と②を盛り込んだ法律案は、昭和47年に国会に提出され、審議が重ねられた後、成立し、公害等調整委員会は7月1日に発足、裁定制度に関する条項は9月30日から適用された。

法律の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 国（総理府、平成13年より総務省）に公害等調整委員会（3条機関、以下「公調委」という。）を設置する。

公調委は、「公害等調整委員会規則」を制定することができる。また、毎年、所掌事務の処理状況を国会に報告し、その概要を公表する。

公調委は、任期5年の委員長及び委員6人で組織し、専門委員30人以内を置くことができるほか、事務局を置く。

- ② 公害に係る被害について、民事上の紛争が生じた場合における裁定制度として、責任裁定制度（損害賠償責任の有無と賠償額について法律判断をするもの）と原因裁定制度（被害と加害行為との因果関係の存否について法律判断をするもの）を導入し、公調委が所管する。

裁定手続については、審問期日は原則として公開とする。

- ③ 公害審査会等による調停に係る紛争に関し、裁定申請があった場合には、公調委は、申請の受理に関し、当該審査会等の意見を聴かなければならない。

- ④ 公害に係る被害に関する民事訴訟について、裁判所が必要と認めた場合に、原因裁定を嘱託することができる制度を設けた。

- ⑤ 裁定手続の証拠調べと事実の調査について、職権探知ができることとした。

- ⑥ 原因裁定について、申請時に相手方の特定が難しい場合に、一時留保することを認める規定

⑦ 裁定委員会は、裁定事件を職権で調停に付し、自ら処理できることとした。



公害紛争処理制度は、民事紛争が対象であるため、すべて当事者からの申請を待って手続を開始する制度であった。しかし、被害の程度が著しく、範囲が広い公害紛争について、社会的に重大な影響があると認められるときは、紛争処理機関は、当事者からの申請によらずにあっせんを行い、紛争の早期解決を図る仕組みが必要と考えられた。

主な改正点は、以下のとおりである。

- 度も導入した。

- ② 受諾勧告をした調停案について、公表すること
を認めた。これは、非公開の原則の例外とな
る。
- ③ 調停、仲裁、責任裁定で定められた義務の履
行について、従来は特段の規定がなかったが、
制度の実効性のために、義務を負う者に対して
義務履行の勧告をすることができることとし
た。
- ④ 公害苦情処理制度の規定を整備した。

現行の公害紛争処理制度は、上記のような経緯で整えられた。

その後、紛争処理制度をより良くするための制度改正、また、行政改革や政府全体の電子化の推進の一環としての制度改正が行われている。

以下、法律、政令、公害等調整委員会規則の改正による制度改正について見ていく。

イ 公調委が行う裁定・調停の現地期日要件緩和
(平成 21 年)

公調委に係属した事件の期日は、原則として、東京に所在する公調委の審問廷において行われる。これに対し、東京から離れた地域に在住する者等からは、期日の出頭に要する移動の負担の軽減等が求められていた。

ちょうせい 第109号(令和4年5月) 11

いて、「やむを得ない理由があるとき」から「相当と認めるとき」に緩和した。

なお、これに関連して、一定の要件を満たす場合には、調停委員会に代わって受命委員が調停成立手続を行うことができるよう運用を改めた。

規則改正後、必要な場合に現地期日を積極的に開催することに努めた結果、平成 21 年度から令和 2 年度までの 12 年間における現地期日は、計 78 回となっている。

ii 公害紛争処理手続の電子化（平成 28 年）

行政の業務改革推進が閣議決定などで打ち出され、平成 27 年度に取り組むこととされた 24 の対象業務の中に、公害紛争処理業務も盛り込まれた。

また、公調委で開催された公害紛争処理制度に関する懇談会の報告書でも、手続の電子化に関する提言があった。

これらを受けて、規則を改正し、平成 28 年 1 月から公害紛争処理手続において、裁定委員会が認めた場合には、一定の書面について電子メールを利用して提出できるようにした。

令和 2 年度までに、17 件の公害紛争事件において利用されている。

iii 押印見直し（令和 3 年）

令和 2 年 7 月の閣議決定「規制改革実施計画」において、デジタルガバメントの実現の観点から、書面規制、押印、対面規制の見直しに重点的に取り組むこととされた。

これを受けて、令和 3 年 1 月に規則を改正し、公調委における手続については、申請書等への押印を不要とする措置がとられた。

また、都道府県の公害審査会等の手続については、同年 2 月に公害紛争処理法施行令（昭和 45

年政令第 253 号）を改正し、申請書等への押印を不要とする措置がとられた。

(2) 地方公共団体関係

国と地方公共団体の関係において、国の関与等を整理・合理化し、地域の自主性・自立性を高めるための改革がしばしば行われている。

このうち、公害紛争処理法について、いわゆる一括法（関係する各府省庁の法律改正を 1 本にまとめた法律）により改正されたのは、以下の 2 回である。

i 公害苦情相談員の設置義務緩和（昭和 60 年）

従来、都道府県、政令指定都市には、公害苦情相談員を置くことが義務付けられていたが、昭和 60 年の一括法により、公害紛争処理法が改正され、設置は任意となった。

ii 公害審査委員候補者の委嘱期間緩和（令和 2 年）

従来、公害審査会を置かない都道府県においては、知事は、毎年、公害審査委員候補者を委嘱し、候補者名簿を作成することとされていた。

令和元年の地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から上記の委嘱期間を 1 年より長い期間とするよう提案があり、これを可能とするため、令和 2 年の一括法により、公害紛争処理法が改正され、公害審査会を置かない都道府県において、地域の実情に応じた柔軟な委嘱期間の設定を可能とするために、公害審査委員候補者の委嘱期間は、1 年を超え 3 年までの期間とすることができるようになった。

5 環境基本法と紛争処理制度

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）は、公害対策基本法を発展的に継承し、環境の保全につい

て基本理念を定め、国などの責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定める法律として制定された。

同法の制定に伴う公害紛争処理制度の直接的な制度改正は行われていないが、環境に対する人々の考え方の変化により、紛争の形は変化してきている。

具体的には、より良好な生活環境を求める都市型・生活環境型の紛争の増加、互譲による話合いで解決を図る調停より、法的な判断を求める裁定を申請する事例の増加である。

今後も、変化に対応できるよう、国際的な動向も含めて、関心を持っていく必要があると思われる。

第1回 振動に係る苦情の状況および法令等

神奈川県環境科学センター よこしま 横島 しげのり 潤紀

■はじめに（本セミナーの目的）

典型7公害のうち振動については、発生源が工事・建設作業や産業用機械作動など一定の広がりがあるものから工場や農業施設、身近な自動車運行によるものまで、その発生源や範囲は多岐にわたります。

本セミナーでは、振動に関する知見のある方々から、実務を通じて得られた知見を地方公共団体の公害関連部局において新たに担当される職員の方に向けて、振動の問題に関する実務を行う上で理解が望まれる内容を分かりやすく解説していただきます。

なお、この「誌上セミナー」は今後連載を予定しておりますので、是非、御活用ください。

1 振動とは

“振動”を広辞苑[1]で調べてみると、「①ゆれうごくこと。ふりうごかすこと。②物体が一つの中心のまわりを、ほぼ一定の周期をもって、ゆれうごくこと。」と記載されています。また、物理学辞典[2]には、「物理量が時間の経過につれて周期的に増減したり、それに近い変化をする現象。」と記載されています。このように“振動”は、多くの物体や場所で数多く見ることができ

る物理現象であり、音波も振動現象の一つです。そして、環境分野では、工場などの事業活動や交通機関の走行に伴い地盤に発生する波動が、地盤から建物の基礎に入力され、建物内の柱、床部材、床などを伝搬することにより、建物内の人間が直接的または間接的に感知する“揺れ”を対象としています（図1）。この振動が生活や健康に影響を及ぼすことにより、公害問題として顕在化されることになります。

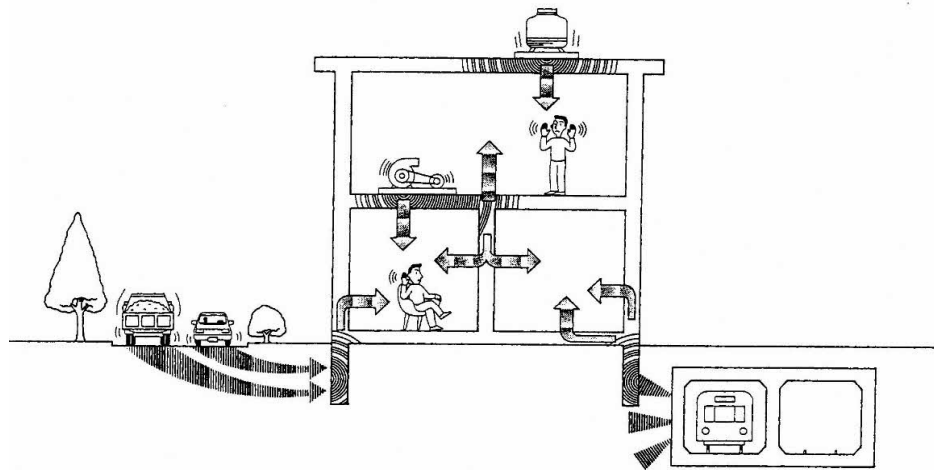


図1 我々を取り巻く振動源 [3]

2 振動に係る苦情状況

令和2年度公害苦情調査結果報告書（公害等調整委員会事務局）[4]から、振動に係る苦情の状況を概観します。

（1）振動に係る苦情の新規受付状況

都道府県及び市町村（特別区を含む。）の「公害苦情相談窓口」において、令和2

年度に新規に受け付けた公害苦情の受付件数（公害苦情受付件数）は81,557件で、前年度に比べて11,099件の増加（対前年度比15.8%の増加）となっていました。このうち、振動に係る苦情受付件数は2,174件で、前年度に比べて431件の増加（同24.7%の増加）となっており、直近10年間では最も多くなっていました。

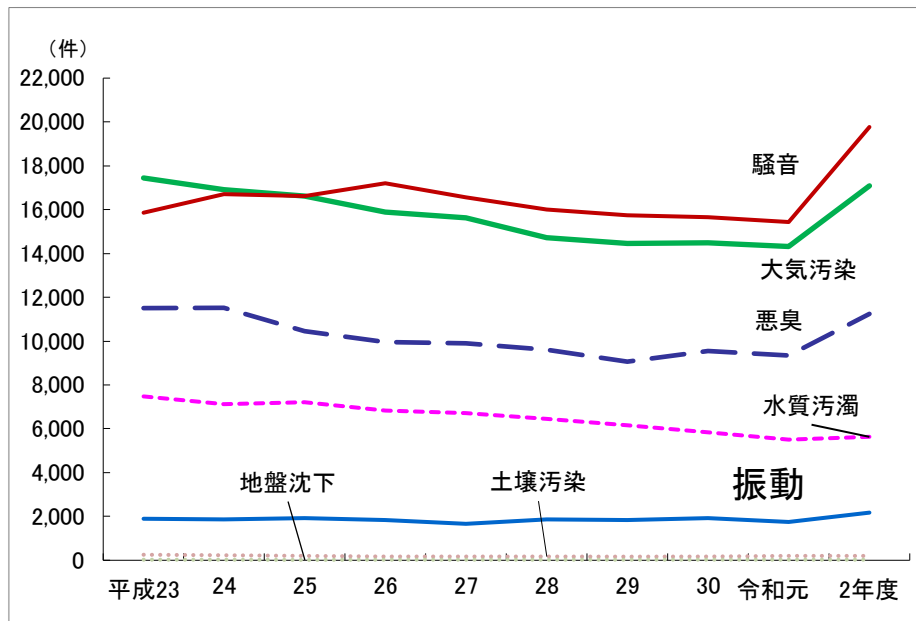


図2 公害の種類別苦情受付件数の推移

振動に係る苦情受付件数を発生原因別（5種類）に概観します（図3）。「工事・建設作業」が1,535件（70.6%）と最も多く、次いで「産業用機械作動」が224件（10.3%）、「移動発生源（自動車運行）」が197件（9.1%）となっており、建設作業振動、工場・事業場振動および道路交通振動に係る苦情受付件数が全件数の約9割を占めています。一方、「移動発生源（鉄道運行）」は26件（1.2%）となっています。また、上位3項目の令和元年度からの苦情受付件数の推移については、「工事・建設作業」が314件の増加（対前年度比25.7%の増加）、「産業用機械作動」が

57件の増加（同34.1%の増加）、「移動発生源（自動車運行）」が7件の増加（同3.7%の増加）となっていました。

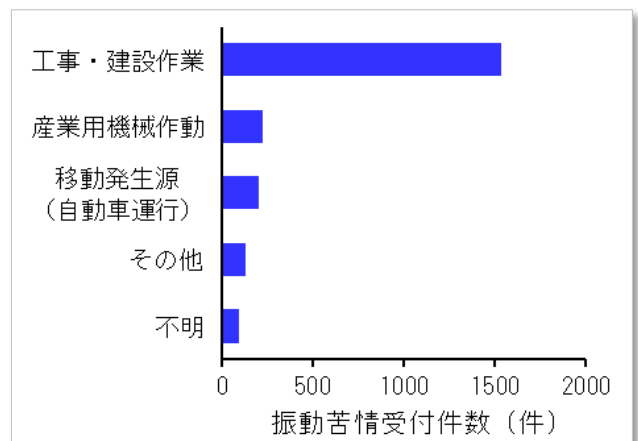


図3 発生原因別の振動苦情受付件数

次に、振動に係る苦情受付件数を発生源の用途地域別（7種類）に概観します（図4）。「住居地域」（第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域）が1,217件（56.0%）と最も多く、次いで、「準工業地域」が285件（13.1%）、「商業地域」が194件（8.9%）となっていました。ここで、「住居地域」の割合を他の公害と比べてみると、「低周波音」の56.2%に次いで高かったことから、発生源が住居地域である割合は、振動では高いことが分かります。

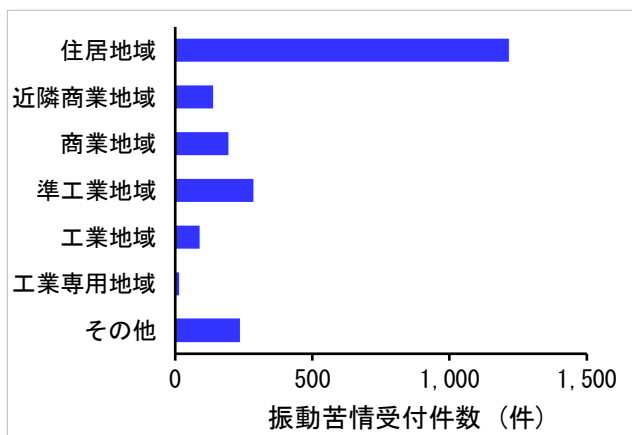


図4 用途地域別の振動苦情受付件数

続いて、振動苦情受付件数を被害の種類別（4種類）に概観します（図5）。「感覚的・心理的」被害が2,013件（92.6%）と最も多く、次いで「健康」被害が74件（3.4%）、「財産」被害が65件（3.0%）となっていました。「感覚的・心理的」被害の割合が、「公害全体」では75.0%であったこと、騒音でも94.6%であったことも踏まえると、他の公害に比べて騒音と同様に振動では、感覚的または心理的な被害の割合が高いことが分かります。

最後に、公害苦情調査とは別の側面からの報告として、戸建て住宅の居住者が体感

する振動に対する申し入れ事例について紹介します。日本建築学会の環境振動運営委員会傘下の戸建て住宅の振動特性WGは、戸建て住宅での体感振動の実態把握を目指して、WG参加委員より収集を行い、その結果を報告しています[5]。この報告での事例の振動発生源は、道路交通、鉄道の順で、両者で全体の約85%を占めており、公害苦情調査結果報告書とは異なる傾向を示しています。このように、振動苦情の申し入れ先により、苦情の原因となっている発生源が異なることは、苦情の全体像を把握することが非常に困難であることを示唆しています。また、鉄道振動に係る苦情受付件数が非常に少ないことについては、法令等による規制などが制定されていないために、地方公共団体よりも鉄道事業者に申し入れる人が多いことも一つの要因とも考えられます。

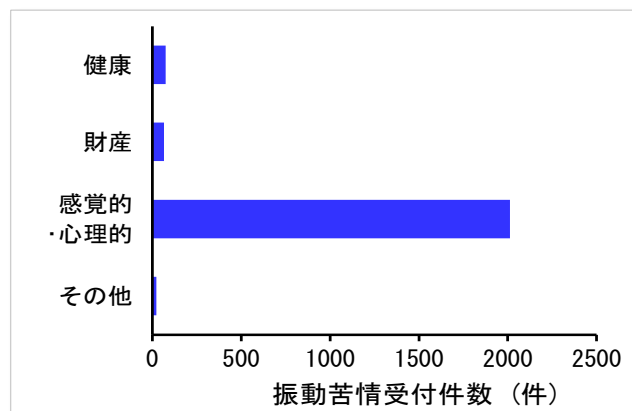


図5 被害の種類別振動苦情受付件数

（2）振動に係る苦情の処理状況

令和2年度内に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口で、直接処理が完了した公害苦情件数（以下「直接処理件数」という。）を概観します。直接処理とは、加害行為または被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解消したと認

められる状況に至るまで、地方公共団体が措置を講じたことをいいます。振動に係る苦情受付件数（2,174 件）のうち、直接処理が完了した件数は 1,959 件（90.1%）でした。

振動の直接処理件数について、苦情の申立てから処理までに要した期間別（6 種類）に概観します（図 6）。「1 週間以内」が 994 件（50.7%）と最も多く、次いで「3 か月超～6 か月以内」が 284 件（14.5%）、「1 か月超～3 か月以内」が 252 件（12.9%）となっていました。「1 週間以内」の割合が、典型 7 公害全体では 67.9%であったこと、騒音では 53.6%であったことを踏まえると、他の公害と比べて騒音と同様に、振動の処理に長時間を要する傾向にあることが分かります。

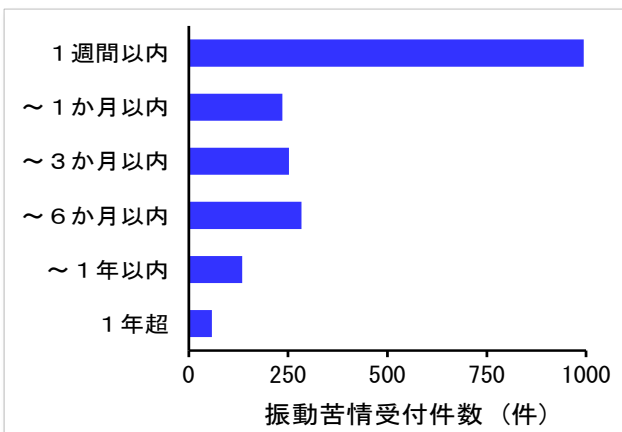


図 6 苦情処理の期間別振動苦情受付件数

次に、振動の直接処理件数を処理方法別（5 種類）に概観すると、「発生源側に対する行政指導が中心」が 1,383 件（70.6%）と最も多く、次いで「原因の調査が中心」が 308 件（15.7%）となっていました。この傾向は、他の公害と比べても顕著な差はありませんでした。

続いて、振動の直接処理件数を防止対策の実施状況別（3 種類）に概観すると、

「防止対策を講じた」が 1,109 件（56.6%）と最も多くなっていました。典型 7 公害別に「防止対策を講じた」割合を比較すると、振動以外の公害では 37.5～71.5%となっていたことから、振動での防止対策の実施割合は、典型 7 公害のなかでは高くはなかったことが分かります（図 7）。

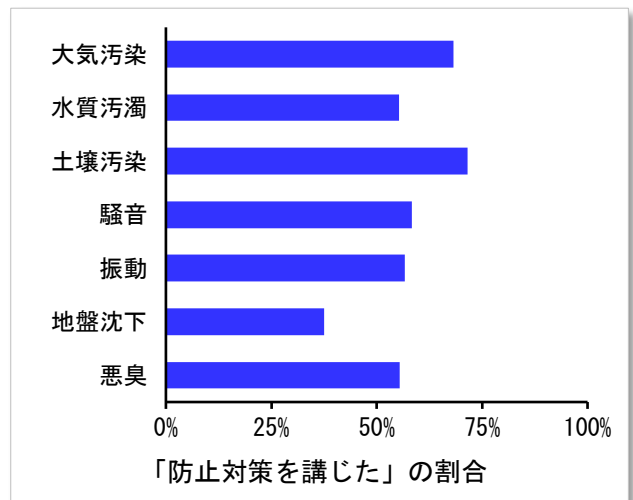


図 7 典型 7 公害別の「防止対策を講じた」割合

最後に、振動の直接処理件数について、苦情の対象となった事業活動等と振動規制法との関係を概観します。「法令に違反していなかった」が 987 件（50.4%）と最も多く、次いで「不明」が 888 件（45.3%）、「法令に違反していた」は 84 件（4.3%）となっていました。「法令に違反していた」の割合が、典型 7 公害全体では 17.4%であったことから、「法令に違反していた」割合が、他の公害と比べて振動では低いことになります。この要因の一つとして、地盤面で測定している鉛直方向の振動と住民が建物内で体感している振動との乖離が指摘されています。すなわち、建物内での暴露されている振動を住民が明らかに知覚できるレベルでも、地盤面の振動レベルが規制基準や要請限度を超過しない場合も多いことが関係していると考えられます。

3 振動規制法

(1) 概要

令和2年度公害苦情調査結果報告書を概観した結果から、振動が周辺住民に及ぼす影響については、発生源近傍の限定した範囲であることが多く、主として心理的・感

覚的な影響であることが多く、騒音問題と共通の特徴を有していることが分かりました。加えて、騒音と振動の発生源が同一のものである場合も多いです。そのこともあり、振動規制法の体系は騒音規制法とほぼ同じものとなっています（図8）。

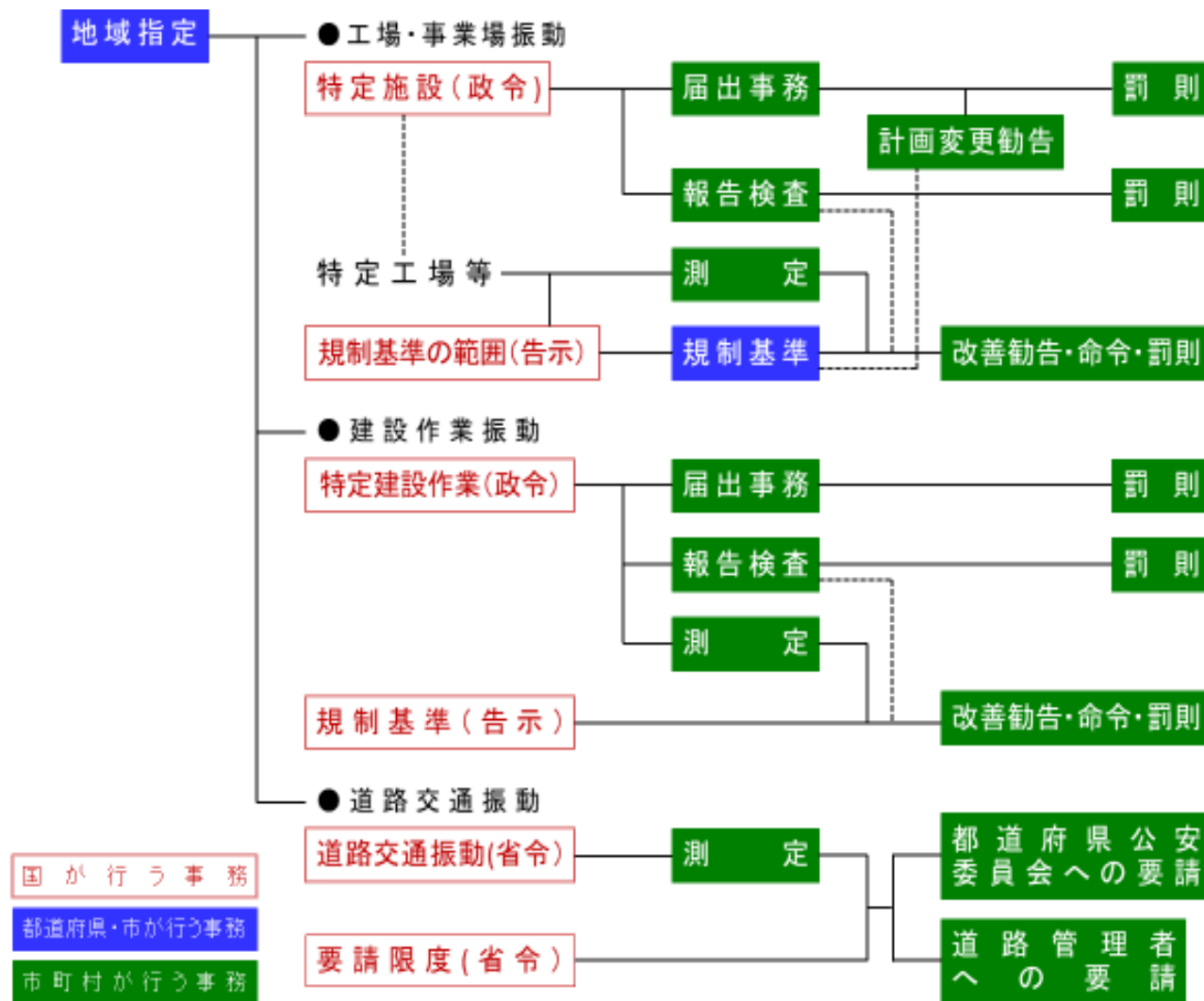


図8 振動規制法の体系

振動規制法（昭和51年法律第64号）は、①特定工場等、②特定建設作業、③道路交通振動を規制の対象としています。特定工場等の振動については「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年環境庁告示90号）に、特定建設作

業振動については「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）別表第1に、道路交通振動については同じく「振動規制法施行規則」別表第2に、それぞれ測定・評価方法が規定されています。

一方、鉄道振動は振動規制法の対象外となっており、昭和51年に環境庁長官が運輸大臣あてに出した「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」(昭和51年環大特32号)の中に、測定及び評価の方法、指針値等が規定されています。なお、在来鉄道振動に関する規制や勧告は設定されていません。

(2) 地域の指定

振動規制法の目的は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要

な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康を保護することです。騒音規制法と同様に、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める場合には、住居が集合している地域、病院または学校の周辺地域などを「指定地域」として、振動規制法を適用する地域に指定します。そのため、「指定地域」以外の地域(例えば、振動規制法に基づく地域指定が行われていない町村の区域内)では、振動規制法は適用できないことになります(表1)。

振動規制法を適用できる地域	● 振動規制法に基づく地域指定が行われている市区町村の区域内の地域
振動規制法を適用できない地域	● 振動規制法に基づく地域指定が行われている市区町村における指定地域以外の地域 ● 振動規制法に基づく地域指定が行われていない町村の区域内

表1 振動規制法の適用地域

なお、地域の指定にあたっては、次のような注意が求められています。都市計画法による用途地域の定められている地域においては、当該地域における土地利用の実態を勘案し、「都市計画法による用途地域の定められていない地域」においては、住居等の集合状況等その他の土地利用の実態を勘案して、適切に行う必要があります。

(3) 工場・事業場振動に関する規制

振動規制法では、振動規制法施行令(昭和51年政令第280号)で著しい振動を発生する施設を「特定施設」として定めています(表2)。この特定施設を設置している工場・事業場を「特定工場等」とし、振動規制法の規制対象としています。そのため、特定工場等から発生する振動については、個々の特定施設から発生する振動だけではなく、特定施設以外の施設や作業も含めたすべての振動に対して規制基準が適用されます。

施設名（大分類）	施設名（小分類）	条件
1 金属加工機械	イ 液圧プレス ロ 機械プレス ハ セン断機 ニ 鍛造機 ホ ワイヤ フォーミング マシン	矯正プレスを除く 原動機の定格出力 1 kW 以上 原動機の定格出力 37.5 kW 以上
2 圧縮機		原動機の定格出力 7.5 kW 以上
3 土石用または鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるいおよび分級機		原動機の定格出力 7.5 kW 以上
4 織機		原動機を用いるもの
5 コンクリートブロックマシン コンクリート管製造機械 コンクリート柱製造機械		原動機の定格出力合計 2.95 kW 以上 原動機の定格出力合計 10 kW 以上 原動機の定格出力合計 10 kW 以上
6 木材加工機械	イ ドラムバーカー ロ チッパー	原動機の定格出力が 2.2kW 以上
7 印刷機械		原動機の定格出力が 2.2kW 以上
8 ゴム練用のロール機 合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外原動機の 定格出力 30kW 以上
9 合成樹脂用射出成形機		
10 鋳造型機		ジョルト式

表2 特定施設の一覧

規制の仕組みは、事前規制と事後規制に分けられます。前者は、特定施設の設置前に必要な手続き等を行うことによる規制です。後者は特定施設の設置後に適用される規制となります。事前規制では、市町村長は、特定施設の設置の届出等に対して、規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認められる場合には、振動の防止方法、特定施設の使用法または配置に関する計画変更について勧告することができます。事後規制では、特定工場等

を設置している者に対して、規制基準の遵守を求めることになります。市町村長は、この規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認められるときは、振動防止方法の改善、または特定施設の使用法または配置の変更について、勧告及び命令することができます。なお、改善命令に違反した者には罰則が適用されます。

特定工場等において発生する振動の規制基準の値については、市区域については各

第1回 振動に係る苦情の状況および法令等

市長が、町村部については都道府県知事が、区域の区分および時間の区分ごとに環境大臣が定めた範囲内（表3）において、それぞれ設定することになっています。なお、区域の区分および時間の区分については、それぞれ表4、表5に基づき、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長）が定めることになっています。

なお、指定地域内に設置される工場もしくは事業場のうち特定工場等以外のものについては、地方公共団体が条例により、工場または事業場において発生する振動に関して必要な規制を行うことは可能となっています。

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
第1種区域	60dB 以上 65dB 以下	55dB 以上 60dB 以下
第2種区域	65dB 以上 70dB 以下	60dB 以上 65dB 以下

表3 特定工場等に関する規制基準

分類	説明
第1種区域	● 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 ● 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第2種区域	● 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域 ● 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

表4 地域の区分

分類	説明
昼間	午前5時、6時、7時または8時から午後7時、8時、9時または10時まで
夜間	午後7時、8時、9時または10時から翌日の午前5時、6時、7時または8時まで

表5 時間の区分

（４）建設作業振動に関する規制

振動規制法では、建設工事または解体工事として行われる作業のうち、くい打機やブレーカーなど著しい振動を発生する作業を「特定建設作業」（表６）として、規制の対象としています。

規制の仕組みは、特定建設作業の実施の届出による事前規制と、特定建設作業に伴い発生する振動に対する事後規制に区分されます。最初に、事前規制ですが、特定工場等の規制とは異なり、計画変更勧告は規定されていません。これは、建設作業の期間が一時的である場合が多く、その場合には技術的問題などにより振動防止対策の効果が十分でないためです。次に、事後規制では、特定建設工事を施行する者に対して、規制基準の遵守を求めることになります。

特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準（表７）は、特定工場等の場合とは異なり、振動の大きさだけではなく、作業時刻、作業時間、作業期間及び作業日も規制の対象としています。市町村長は、この規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認められた場合には、振動防止方法の改善または特定建設作業の作業時間の変更を勧告及び命令することができます。また、特定工場等と同様に、改善命令に違反した者には罰則が適用されます。

建設作業	備考
1. くい打機を使用する作業 くい抜機を使用する作業 くい打くい抜機を使用する作業	もんけん ¹ 及び圧入式くい打機を除く 油圧式くい抜機を除く 圧入式くい打くい抜機を除く
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3. 舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、１日における当該作業に係る２地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る
4. ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、１日における当該作業に係る２地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る

表６ 特定建設作業の一覧

¹ 杭打ち工事で、ウインチで巻き上げて一気に杭の頭に落とす重いおもり。

規制項目	解 説		適用除外
振動の大きさ	規制基準	75dB	
	基準点	特定建設作業の場所の敷地の境界線	
作業時刻	1号区域	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと	ア～エ
	2号区域	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと	
作業時間	1号区域	1日10時間を超えないこと	ア・イ
	2号区域	1日14時間を超えないこと	
作業期間	連続6日を超えないこと		ア・イ
作業日	日曜日その他の休日でないこと		ア～オ

○適用除外

ア 災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合

イ 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合

ウ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合

エ 道路法による占有許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）が付された場合

オ 変電所の変更工事で必要がある場合

表7 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

（５）道路交通振動に関する規制

振動規制法では、道路交通振動の測定に基づく要請を定めています。市町村長は、指定地域内において道路交通振動の測定を行い、その道路交通振動が環境省令で定める限度（要請限度・表8）を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認められる場合には、道路管

理者に対しては道路交通振動の防止措置、都道府県公安委員会に対しては道路交通法の規定による措置を要請することになっています。振動の要請事項は、騒音規制とは異なり、舗装、維持又は修繕の措置について道路管理者に対して行うことになっています。

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

表8 道路交通振動の要請限度

（６）新幹線鉄道振動に関する規制

新幹線鉄道振動については、列車の走行に伴い発生する振動が沿線の一部地域において看過しがたい被害が生じていることに対処するため、昭和51年に環境庁長官が運輸大臣あてに、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」を出しました。この中に指針、測定方法等、指針達成のための方策が規定されています。

測定および評価の地点については、鉄道の敷地の境界線といった規定はありません

ので、問題となっている地点（例えば苦情を申し立てている方の住居付近）で測定することは可能です。測定した結果が指針として示されている70dBを超える地域については、振動源及び障害防止対策等を講ずることが勧告の中で規定されています。しかし、あくまでも運輸大臣あての勧告ですので、振動規制法とは異なり、鉄道事業者に対して対策等の措置を命じることはできません。

参考文献

- [1] 新村 出 編：広辞苑 第七版、岩波書店（平成30年）
- [2] 物理学辞典編集委員会 編：物理学辞典、培風館（昭和59年）
- [3] 日本騒音制御工学会：第126回技術講習会「騒音・振動の基礎と測定、評価」（令和3年）
- [4] 公害等調整委員会事務局：令和2年度公害苦情調査結果報告書（令和3年）
- [5] 東田 豊彦、平尾 善裕、国松 直：居住者の体感振動を基にした戸建て住宅の振動に関わる申し入れ事例の分析、日本建築学会大会学術講演梗概集（環境工学I）、pp.373-374（平成29年）

■次回予定

次回の誌上セミナー「振動について」（第2回）では、振動の測定方法についての解説を予定しています。引き続き御活用ください。

公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、公害でお困りの方が必要なときに必要な情報に接することができ、公害紛争処理制度を利用していただけるよう、様々な広報を実施しています。

今回は、当委員会の設立 50 周年記念特設サイト及び Twitter アカountの開設や、広報誌への情報掲載についてご紹介します。

1 設立 50 周年記念特設サイトの開設について

当委員会は、昭和 47 年 7 月 1 日に総理府の外局として設置され、本年 7 月に設立 50 周年を迎えます。

この度、4 月 1 日に設立 50 周年記念特設サイトを開設し、当委員会委員長の挨拶を掲載致しました。今後、50 周年記念の行事や事業などについて随時掲載しますので、ぜひご覧ください。

公害等調整委員会設立50周年記念特設サイト

公害等調整委員会は、公害等調整委員会設置法(昭和47年法律第52号)に基づき、土地調整委員会と中央公害審査委員会とを統合して、昭和47年7月1日に総理府の外局として設置されました。その後、平成13年1月6日に中央省庁等改革に伴い総務省の外局として置かれ、令和4年7月に設立50周年を迎えます。
このページでは、50周年記念の行事や事業などについて紹介します。

公害等調整委員会委員長挨拶



50 周年という大きな節目に当たり
これまでの取り組みを振り返るとともに
新たな歴史に向けて
その役割を果たすため一層の努力を重ねます

公害等調整委員会委員長
荒井 勉

総務省動画チャンネル(YouTube)へ

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/50th_anniversary.html



2 Twitter アカountの開設について

当委員会の取組及び公害紛争処理制度に関する情報等を発信することを通じ、制度等に関する理解を深めていただくことを目的とし、4 月 1 日に当委員会の公式 Twitter アカountを開設しました。

こちらのアカountでは、公害紛争処理制度に関する情報の他、当委員会の設立 50 周年記念イベントに関する情報、こども霞が関見学デーに関する情報、また、当誌に関する情報等について発信していきます。

ぜひ、フォロー、いいね、リツイートをよろしくお願いします。



公害等調整委員会
@MIC_kouchoi

総務省公害等調整委員会の公式アカountです。公害被害で困ったときに役立つ情報を、わかりやすくみなさまに発信いたします。このアカountの運用ポリシーは、以下のサイトに掲載しています。 soumu.go.jp/sns/#tw

📍 東京都千代田区霞が関 🌐 soumu.go.jp/kouchoi/

https://twitter.com/MIC_kouchoi



広報誌「総務省」3月号に、令和2年度公害苦情調査結果の概要を掲載しました。

公害等調整委員会が実施するイベントの紹介

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会は、本年7月に設立50周年を迎えるに当たり、記念イベントを実施します。また、8月には、こども霞が関見学デーにてイベントを実施します。

このコーナーでは、これらのイベントについて紹介します。

1 設立50周年記念シンポジウムについて

当委員会が設立50周年を迎えるに当たり、5月19日(木)に、シンポジウムを開催しました。

このシンポジウムでは、当委員会設立50周年を契機として、環境問題・公害問題と公害紛争処理制度のこれまでの取組とこれからの展望について、有識者による基調講演とパネルディスカッションにより討論等を行いました。

7月には、シンポジウムの動画を、総務省動画チャンネルにて期間限定で公開する予定です。また、当誌8月号では、シンポジウムの概要をご紹介します。

情報は随時、設立50周年記念特設サイトや公式Twitterアカウントにてお知らせいたします。

公害等調整委員会設立50周年記念特設サイト

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/50th_anniversary.html



公害等調整委員会公式Twitterアカウント

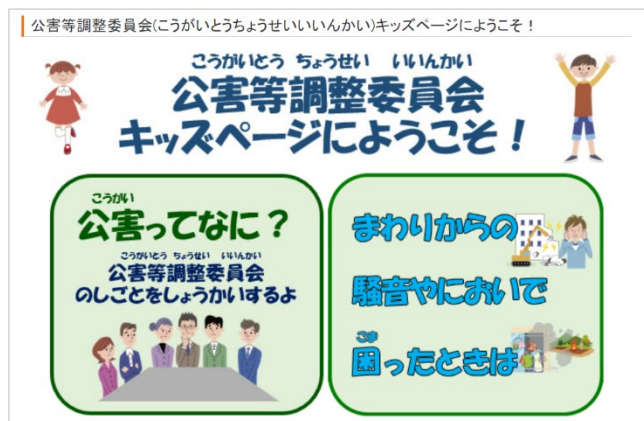
https://twitter.com/MIC_kouchoi



2 こども霞が関見学デーについて

当委員会では、8月3日(水)、4日(木)に「こども霞が関見学デー」のイベントを開催します。

詳細は、決定しだい、当委員会の子供向け特設サイト「公害等調整委員会キッズページにようこそ!」や公式Twitterアカウントにてお知らせいたします。



<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/kids.html>



「こども霞が関見学デー」は、各府省庁等が連携し、所管の業務説明や関連業務の展示等を行うことにより、夏休み期間中に子供たちに広く社会を知ってもらうこと、政府の施策に対する理解を深めてもらうこと、体験活動への参加を通じて親子の触れ合いを深めてもらうことを目的とした取組です。

がんばってまーす

公害苦情対応を経験して思うこと

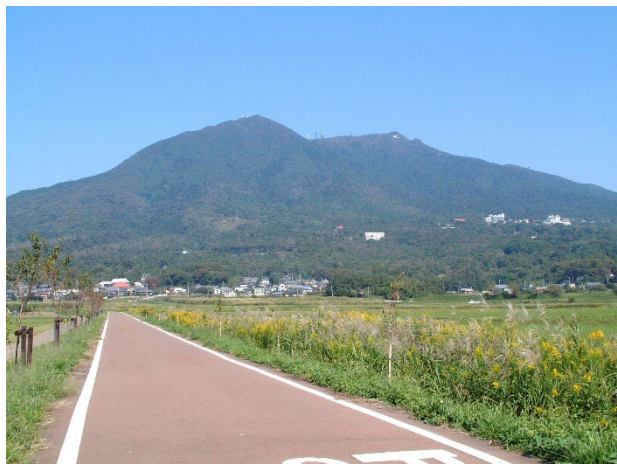


茨城県つくば市生活環境部環境保全課主任技師

なかもら はやと
中村 隼人

つくば市は、茨城県の南西部に位置し、県庁所在地水戸市から南西に約 50 km、東京から北東に約 50 kmの距離に位置しています。面積は 283.72 km²で、これは県内で4番目の広さになっています。

北に関東の名峰 筑波山^{つくばさん}を擁し、東には我が国第2位の面積を有する霞ヶ浦^{かすみがうら}を控え、あわせて水郷筑波国定公園に指定されています。また、筑波山地域を除く市域の大部分は、筑波・稲敷^{いなしき}台地と呼ばれる標高20～30mの関東ローム層に覆われた平坦な地形であり南北に流れる小貝川^{こかいがわ}、桜川^{さくらがわ}、谷田川^{やたがわ}、西谷田川^{にしやたがわ}などの河川は、周辺の平地林、畑地あるいは水田等と一体となって落ち着いた田園風景を醸し出しています。一方、中心部には世界的な科学技術の拠点として研究開発機関が多数集積している筑波研究学園都市を有し、自然と科学が調和したまちづくりを目指しており、つくばエクスプレス沿線開発事業などにより、人口増加が続いています。



筑波山（リンリンロード）

さて、本市における公害対策については、環境保全課の公害対策係6名で対応しており、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法を核に据え、先端技術産業の集積立地に伴う公害発生を未然に防止し、筑波研究学園都市にふさわしい生活環境を保全するため、法令より厳しい水準において市内の工業団地を中心とした約100社以上の事業者と公害防止協定を締結し、有害物質等の監視体制を整えています。私は平成28年に環境保全課に配属され、現在は水質汚濁防止法を主担当としています。当係では、公害苦情相談を受けた職員が初動対応に当たることが多いため、水質関係に限らず係員全員が、騒音・振動や悪臭、大気汚染、光害等の様々な苦情に対応します（ごみの不法投棄や野焼きに関する苦情は、環境衛生課が担当しています。）。近年では、年間200件弱ほどの公害苦情を当係で受け付けており、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、日中の在宅率が増加しているためか、苦情件数の増加傾向が見られます。

つくば市では、つくばエクスプレス沿線などの人口が急増している地域を中心に住宅やマンションの建設ラッシュが続いており、様々な苦情が寄せられています。近年は特に、公務員宿舎老朽化等による大規模な解体工事、宅地造成が頻繁に行われており、工事現場に起因する騒音の苦情が多いと感じています。

日常の業務では、特定建設作業の問合せを受けることや、届出受付業務にあたることもあるので、工事の現場責任者などと話をすることが多い

のですが、そのほとんどが騒音や振動に対して注意を払っていると感じます。それでも、工事の音をゼロにするのは不可能で、何度も同じ方から「工事音がうるさい。なぜ改善させられないのか。」とお叱りを受けることが多々あります。苦情が寄せられた場合は、相談者の苦痛と感じている原因や時間帯、頻度等を具体的に聞き出し、職員2人体制で、速やかに現地を確認していますが、規制の対象外となるケースが大半であるため、できる限り、周辺住宅に配慮して作業するよう伝え、事前に近隣の住宅に周知するなどの対応をとるようお願いしています。工事関係の苦情に関してよく耳にするのが、事前に何の連絡もなかったことに不満をもち、工事業者に対して不信感をいっているということです。直接騒音を軽減させるわけではありませんが、事前に挨拶回り等の周知活動をして、近隣の方とコミュニケーションをとることも対策として重要なことであると感じています。

一方、工場や事業所に対しての苦情は、工事などのように期間が定まっているわけではなく、相談者側が納得しない限り継続されるため、長期化することが多く、他の職員も含め対応に苦慮しています。なかでも、幼稚園や保育所などの子供達の声に対する騒音苦情について印象に残ることが多く、運動会の屋外練習、遊び声や、帰り際の談笑がうるさいという苦情がこれまで何度もありました。これらのケースの場合、法的規制がかからないことに加え、個人的な意見ですが、子供たちの成長の為には、外で元気に遊ぶことも必要であるという思いもあり、積極的に事業者側に対応を求めづらいというのが本音です。ただ一方で、騒音として感じる方がいるという事実はありますので、正直どこまで対応を求めるべきなのか、求められるのか毎回悩むところですが、まずは、苦情が寄せられている旨を事業者へ丁寧に説明し、小さなことでも改善いただけるよう粘り強く交渉しています。音楽のスピーカーの音量を下げるなど対応をとっていただくことで解決する場

合もありますが、大半が強制力を持った指導ができない案件であることから、長期化するケースもあり、「子供達の騒ぎ声が改善されない。」との相談が何度も寄せられることもありました。その度に事業者側へ苦情が入った旨を伝え、改善をお願いしてきましたが、双方の板挟みにあうだけで、改善の見込みが立たず、市も交えて3者で話し合いの場を設けるなどの提案を行いましたが、相談者側に応じていただけませんでした。市としての対応の限界を感じ、どのように対応するのが正解だったのか、今もこの案件のことを考えるとややもやした気持ちになります。どこまで対応できるのか、どのように対応すれば解決に最も近づくのか、日頃から、職員間で話し合いを行うようにし、日々業務に励んでいますが、未だ答えが見つかっていません。

そのほか、つくば市では、工業地帯や工場からの悪臭・騒音問題や、深夜騒音問題、全国生産量一位である芝の野焼きに関する悪臭の苦情、畜舎や畑からの悪臭問題など、様々な課題を抱えておりますが、市民からの相談を丁寧に聞き、関係各課と緊密に連携を取りつつ、一つでも解決に導けるよう、つくば市のヴィジョンである「世界の明日が見えるまち」を目指し、職員一丸となって、試行錯誤を繰り返して、日々業務に励んでいます。



中央公園（エキスポセンター）

がんばってまーす

原因は近所にあるとは限らない



福岡県大牟田市環境部環境保全課主査

ともだ よしのり
塘田 義則

私は、大牟田市役所環境保全課の塘田と申します。今年で配属2年目になります。

私たちのまち大牟田市は、九州のほぼ中央に位置し、国内最大規模の^{まえはまひがた}前浜干潟が広がる有明海湾奥部に面しています。国内最大のノリ生産量を誇る有明海はほかにもクツゾコ、ムツゴロウ、ワラスボ、エイガンチョ、タイラギ、アゲマキ、ウミタケ、シオマネキ、メカジャ、ワケノシンノスなどなど国内ではここにしか見られない多くの大陸系遺存種でも知られています。その多くは沿岸地域の郷土料理としても親しまれています。どのような生き物か、ぜひ検索してみてください。

大牟田市は、我が国最大級の炭田、^{みいけたんてん}三池炭田でも知られています。^{みいけたんこう}三池炭鉱とともに我が国の近代化を支えてきた近代化産業遺産は「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」として世界遺産にも登録されています。その構成資産のひとつ「^{みいけこう}三池港」は、遠浅の海岸に大型船を迎え入れるため100年以上前に構築された、今も現役の港湾です。築港事業を率いた^{だんたくま}團琢磨氏は「石炭産業は永続しないかもしれないが、港があれば新しい産業を興すことができる。築港は本市100年の礎になる」という趣旨の言葉を残しています。

大牟田市の古称「三池（みいけ/みけ）」は、日本書紀にその命名譚が見られます。曰く『この地にかつて巨大なクヌギの木があった。朝日を浴びると、その影は有明海の対岸の佐賀県にまで及び、夕日が当たると、その影は^{あそさん}阿蘇山にまで届

くほどだった。4世紀初めころ、ときの天皇がこの地に立ち寄ったとき、クヌギはすでに倒れていたが、その倒木を見た天皇が「これは神の木だから、これからはこの地を御木（みき）の国と名付けよ」と言われたのが三池（みけ）の由来だ』と伝えています。



有明海から望む世界遺産「三池港」

さて、当課は典型7公害のほか、雑草や立竹木に関する相談、特定外来生物など野生生物に関する相談にも対応しています。今回は、最近の業務体験から2つの事例を紹介します。

昨年2月ころ、A地区の住民から、工場の夜間騒音に関する相談メールが届きました。ちょうどその年の夜間工場騒音測定業務を終えた時期でしたが、A地区は騒音測定の対象外でした。

早速、日中にA地区を現地調査した結果、B社の送風機や空気圧縮機、C社の操業に伴う騒音が原因候補に挙がりました。状況説明を兼ねて苦情者に詳しい話を聞きに伺うと、意外にも苦情者はD地区のE社を騒音発生源だと名指しされた

のです。A地区のB社やC社までは直線距離で300～600m、一方D地区のE社までは1.5 kmもあります。なによりD地区の住民からの騒音苦情はありません。とにかくにも、A地区を中心に、夜間に騒音の状況を調べることにしました。その結果、A地区には夜間操業をしている工場がほとんどなく、候補に挙げた送風機や空気圧縮機も夜間は動いていないことがわかりました。また、遠方の工場騒音と思われる定常音を確認しました。少しずつ場所を変えながら音源を探っていくと、果たして苦情者が名指しされたE社からの騒音だとわかりました。後日改めて夜間の工場騒音を測定すると規制基準を大きく上回る70dB以上の騒音でした。一方では、同日の苦情者宅付近の騒音レベルは環境基準を満たしていることも確認しました。

これをきっかけに、D地区のE社に騒音対策を指導。E社はその日のうちに原因施設を特定し、施設の稼働を停止。その後2週間程度で騒音対策を実施しました。

さて、苦情者宅へ今回の顛末について説明に伺った際、私は詳しい説明をする前に、最近の騒音の状況について尋ねてみました。E社が騒音規制基準を超過していたことは事実でしたが、それが苦情者宅まで影響しているとはどうにも信じ難かったからです。ところが、その方はニッコリ笑顔で「はい、おかげさまで○日以降、騒音はぴたりと収まりました。」と、私たちがE社に指導に行った、まさにその日から騒音に悩まされなくなったとおっしゃるのです。本当に驚愕するとともに苦情対応は先入観を抱かずに、相談内容を素直に聞くことから始めた方がいいのだと感じました。なお、B社の送風機や空気圧縮機も今回の件をきっかけに騒音防止対策が行われました。

次に、立竹木に関する事例です。

相談は「家の裏手のがけにある立木の枝が伸びてきて我が家に当たって困ってる。」というもので、このような相談は「大牟田市空き地及び空家

等の適正管理に関する条例」に基づいて対応します。まずは登記情報から所有者を調べました。本件は、いわゆる表題部所有者不明土地でした。所有者名は登記してあるのですが住所が不詳。困りました。たくさんの枝が民家に当たっています。早急に対応しないと家が損害を被るのは明らかです。行政代執行やら緊急安全措置も頭に浮かべながら、とにかくその土地の所有者について心当たりがないか、古くからの近隣住民を中心に聞き込みを進めると、みなさま口々に「私は詳しいことは知らないけれど、あの土地の管理者がわからないなんてことはないと思うよ。●●の××さんならもう少し知ってるかもしれないねえ。」と、何か知ってる人のセリフです。とはいえ核心に迫ることができず途方にふけていたときでした。偶然にも××さんの一人が、職場の先輩の古い知り合いだということが判明したのです。それが突破口となり、土地の現在の所有者を特定することもできました。遠方にお住いのその方に手紙を出して半年ほどたった先日、くだんの木はついに、幹をわずかばかり残して伐採されました。粘り強い聞き込みだけでなく、普段からの地域との関わり大切さを痛感しました。

苦情対応というのは、今回のケースのようにすっきり解決するものばかりではありません。なかには、無理難題を押しとおそうとする苦情者や因果関係を認めようとしない原因者など様々なケースもあります。精神的にすり減る案件も少なくありません。そのような中で、公害等調整委員会が先日開催した相談対応に関するウェブセミナーは、感銘を受ける内容でした。苦情者側の背景や考え方の一端を知ることができ、今後の対応に活かしていきたいと思います。

これからも、多くの先輩方にもまれ、公害等調整委員会の研修などに学び、職場のみんなといっしょにがんばります。

公害等調整委員会の動き

(令和4年1月～3月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
1月14日	神戸市における鉄道からの振動・騒音による財産被害等責任 裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
1月17日	稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等 責任裁定申請事件 第1回審問期日	茨城県
1月24日	京都市における大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件 第1回審問期日	東京都

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

○ 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(令和4年(ゲ)第1号事件)

令和4年2月7日受付

本件は、申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい、倦怠感、睡眠不足、睡眠不足による視力低下等の健康被害の50%以上は、被申請人が操業する工場からの21時～8時までの5Hz帯域～20KHzを超える周波数の騒音、また、夜眠れなかった時は8時以降の騒音によるものである、との原因裁定を求めるものです。

○ 神奈川県大磯町におけるマンション上階からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件

(令和4年(セ)第1号事件)

令和4年2月22日受付

本件は、申請人宅上階からの人が飛び跳ね着地した際に発生するような音や、床に物を落としたような音、何かで床を継続的に叩くような音、物を引き擦るような音、戸や引き出しを乱暴に閉めた時の音、金属が床を転げるような音と、それに伴う振動により、申請人の生活の平穏が害され、睡眠障害、睡眠障害、睡眠不足による体調の悪化が生じているとして、被申請人に対し、損害賠償金269万1298円の支払を求めるものです。

終結事件の概要

○ 豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(平成30年(セ)第3号事件・平成30年(ゲ)第9号事件)

① 事件の概要

平成30年8月20日、沖縄県豊見城市の住民1人から、建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。責任裁定申請事件は、被申請人が申請人宅の西側隣地で行った住宅建築の基礎杭打ち工事により、申請人の住宅等に財産被害（ひび割れ、沈下、せり出し、地割れ、床の傾き等）が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金 1302 万 6000 円の支払を求めたものです。

原因裁定申請事件は、申請人の住宅等の財産被害は、被申請人が申請人宅の西側隣地で住宅建築の基礎杭打ち工事を施工する際、申請人宅に近接し杭打ち工事を行い、申請人宅敷地に地盤の緩みを生じさせたことにより、地盤沈下が生じたことによるものである、との原因裁定を求めたものです。裁定委員会は、平成 30 年 9 月 12 日、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1 回の現地審問期日を開催するとともに、被申請人が申請人宅の西側隣地で行った住宅建築の基礎杭打ち工事と申請人宅に生じたとする地盤沈下との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和 4 年 1 月 13 日、責任裁定申請事件については、本件申請を一部認容、その余の申請を棄却するとの裁定を行い、原因裁定申請事件については、本件申請を一部認容、その余の申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 神戸市における鉄道からの振動・騒音による財産被害等責任裁定申請事件

（令和 2 年（セ）第 3 号事件）

① 事件の概要

令和 2 年 3 月 24 日、兵庫県神戸市の住民 2 人から、鉄道会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らは、被申請人が運行する特急等電車が通過するたびに振動及び騒音に暴露され、静穏の破壊、ストレス、安眠妨害等の精神的肉体的被害を受けており、また、振動・騒音により土地の価値が大幅に下落したとして、被申請人に対し、損害賠償金合計 700 万円等の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1 回の審問期日を開催するとともに、被申請人が運行する特急等電車の振動等と申請人らに生じたストレス、安眠妨害等の精神的肉体的被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和 4 年 2 月 15 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 京都市における大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件

（令和 3 年（ゲ）第 7 号事件）

① 事件の概要

令和 3 年 5 月 11 日、公害紛争処理法第 42 条の 32 第 1 項に基づき、京都地方裁判所から、原因裁定をすることの嘱託がありました。

申請の内容は以下のとおりです。介護施設運営法人（原告）が運営する介護施設の南側敷地内の庭園に植栽されたヤエザクラ等 10 種 12 本の樹木群が、平成 29 年 5 月 14 日頃以降枯れたのは、同日に被告ら（農地を貸借する個人 2 名）が上記施設に隣接する農地で除草剤を散布してこれを大気中に排出したことによるものであるかについて、原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1 回の審問期日を開催するとともに、被告らが隣接する農地で除草剤を散布・排出させたことと原告が運営する介護施設

の庭園の樹木群が枯れたこととの因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めた結果、令和4年2月15日、原告運営に係る施設南側敷地内の庭園に植栽された樹木群が、平成29年5月14日頃以降枯れたのは、同日に被告らが上記施設に隣接する農地で除草剤を散布してこれを大気中に排出したことによるものであるとは認められないとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 京都市における空調機器の稼働に伴う低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件 (令和3年(ケ)第15号事件)

① 事件の概要

令和3年10月18日、京都府京都市の住民1人から、大阪市内で工事を実施している建設会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請は、「大型(概ね35kW以上)の送風機をインバーター制御で用いる時の機器の接続設定が不適當であるので供給電路に第5、第7等の高調波による低周波振動が漏れていると思われる現象」を裁定を求める事項としたものです。

なお、申請人は深夜午前2時から6時頃まで連日低周波音及び振動で目覚めてしまい眠れず、また、令和2年9月末に入院中の病院でひどい振動を感じる様になり、現在も心療内科の精神科治療を受診するなどの健康被害を訴えています。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めた結果、令和4年2月28日を期限として、下記の内容について補正命令を行いました。

ア 「裁定を求める事項」につき、裁定の対象となる事項を明確にすること。

イ 申請人の被害と被申請人の行為との間の因果関係に関する主張を明確にすること。

補正命令後に提出された訂正申立書をもってしても、裁定の対象及び具体的判断の対象のいずれも明確に定まっていないことから、申請人は補正命令において指定された期間内にその欠陥を補正しなかったものと判断し、令和4年3月17日、本件申請を却下するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件 (令和4年(ゲ)第1号事件)

① 事件の概要

令和4年2月7日、山口県周南市の住民1人から、隣接する工場の操業者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい、倦怠感、睡眠不足、睡眠不足による視力低下等の健康被害の50%以上は、被申請人が操業する工場からの21時～8時までの5Hz帯域～20KHzを超える周波数の騒音、また、夜眠れなかった時は8時以降の騒音によるものである、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、令和4年3月22日、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結しました。

都道府県公害審査会の動き (令和4年1月～3月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
北海道 令和4年(調)第1号事件	食肉加工工場からの振動被害防止請求事件	R4.1.24
栃木県 令和3年(調)第2号事件	住宅用給湯・空調設備からの騒音被害防止請求事件	R4.3.2
東京都 令和4年(調)第1号事件 (東京都令和3年 (調)第8号事件への参加)	清掃工場解体工事に係る騒音・振動・粉じん防止措置 請求事件	R4.2.10
神奈川県 令和4年(調)第1号事件	悪臭発生源非該当確認等請求事件	R4.3.1
山梨県 令和4年(調)第1号事件	焼き栗販売店からの騒音被害防止等請求事件	R4.1.24
滋賀県 令和4年(調)第1号事件	エアコン室外機ユニットからの騒音被害防止請求事件	R4.1.18
大阪府 令和4年(調)第1号事件	家庭用ヒートポンプ給湯器騒音等被害	R4.2.16
和歌山県 令和4年(調)第1号事件	クリーニング工場からの悪臭被害防止請求事件	R4.1.13

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
北海道 令和2年(調) 第1号事件 [石油物流基地か らの騒音等被害 防止請求事件]	北海道 住民1人	石油元売 会社 石油物流 基地管理 会社	令和2年10月19日受付 被申請人の事業場の事業活動 によって生じる悪臭のほか、 石油タンクの解体や修繕等の 工事によって生じる騒音・粉 塵・振動により、健康被害を 受けているため。よって、(1) 悪臭等の原因となる自家発電	令和4年2月14日 調停打ち切り 調停委員会は、3回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し、調 停を打ち切り、本件は 終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			機・ポンプ設備の稼働を停止し、検査等による稼働など、やむを得ない場合は稼働予定について事前連絡すること。(2)騒音の原因となる建物の解体等の工事は、実施時期・時刻に配慮し、事前に通知すること。(3)建物の解体等の工事の実施に当たっては、悪臭・騒音等への対策を講じること。(4)石油タンク解体工事を行う場合、関係者に対して説明会を実施すること。(5)被申請人が計画している申請人自宅との境界線上の壁設置は行わないこと。(6)工事によって生じた被害については、全額賠償すること。(7)これまでに生じた被害に対する損害賠償として、被申請人は申請人に対して金500万円を支払うこと。	
宮城県 令和2年(調) 第1号事件 [温泉施設からの騒音等被害防止請求事件]	宮城県 住民3人	温泉施設 経営会社	令和2年4月2日受付 申請人らは本件鉱泉地の管理者に対して、白煙、騒音及び漏水に関する損害への対策を講じるよう求めたが、管理者が転々としたことから何ら対策が講じられてこなかった。被申請人が平成28年5月から管理するようになったが改善は認められず、損害が発生し続けたため。よって、(1)被申請人は、申請人らに対し、損害賠償金を支払うこと。(2)被申請人は、本件鉱泉地より発生する白煙を防止するための効果的な白煙防止対策を講じること。(3)本件鉱泉地より発生する騒音を防止するための効果的な騒音防止対策を講じること。(4)本件鉱泉地より漏水する源泉を防止するための効果的な漏水防止対策を講じること。	令和4年3月11日 調停打切り 調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
東京都 令和2年(調) 第1号事件 [工場からの騒音・低周波音・振動被害防止請求事件]	東京都 住民2人	金属製品 製造会社	令和2年3月2日受付 (1)申請人らは、被申請人の工場の隣地に住んでおり、申請人宅と被申請人工場建物の間はわずか91cmと至近である、(2)申請人らは、被申請人の工	令和4年3月29日 調停打切り 調停委員会は、12回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			場から発生する騒音・低周波音により、不眠その他の体調不良が深刻になった。とりわけ2018年10月にはかなり明確に低周波音と振動を感じるようになった。同年11月頃から、申請人Aは病院で薬を処方されているが、日中の仕事に支障をきたすほどの眠気が残るため、2019年9月7日を最後にやむを得ず服用を控えている。(3)申請人Bは、抑うつ状態、睡眠障害と診断されており、現在も服薬している。 (4)区から貸し出しを受けた騒音計で、2019年10月～11月に測定を行ったところでは、騒音規制基準を超えていなかったものの、低周波音と思われる音も含めて、適切有効な対策を実現するためには、専門の方の測定を踏まえた原因究明と、効果の予測を踏まえた対策をする必要があるため。 よって、(1)被申請人が騒音規制基準を超える騒音を申請人との敷地境界・申請人宅内に到達させないよう適切な対策をとること。とりわけ夜間の遵守が困難な場合は、夜間の作業を自粛すること、(2)被申請人が低周波音の発生源を確認し、低周波音による物的苦情に関する参照値、心身に係る苦情に関する参照値以下で、又は申請人らに苦痛を与えないように、体感調査に基づく適切な対策をとり、とりわけ、申請人らの睡眠に差し支えのないようにすること、(3)被申請人の工場操業にともなって申請人宅の建物や建具類等を振動させないように対策をすること。	停を打ち切り、本件は終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
東京都 令和2年(調) 第2号事件 [工事一時中断、 粉じん等防止措 置請求事件]	農業法人	建設会社	令和2年5月27日受付 申請人は水耕栽培を用いて果 実栽培や同栽培用施設の販売 等の事業を行っているところ、中央新幹線（リニア新幹 線）の非常口新設工事がその 隣接地で行われ、申請人の事 業に壊滅的な影響を生じてい ることから、話し合いによりそ の早急な解決を求めるため。 よって、被申請人は、工事を 一時中断し、申請人の事業に 配慮した対応（とりわけ、粉 じん・騒音・振動の防止）を 行うこと。	令和4年3月15日 調停成立 調停委員会は、7回 の調停期日の開催等 手続を進めた結果、 調停委員会の提示し た調停案を当事者双 方が受諾し、本件は 終結した。
東京都 令和3年(調) 第2号事件 [公園内バーベキ ューサイト運用 再開差止請求事 件]	東京都 住民1人	区 (代表者 区長)	令和3年3月1日受付 煙と悪臭のため日常生活に支 障を来している。また、同 被害のために申請人所有のマ ンション入居者が退去するこ とにより損害が生じる恐れが あるため。よって、被申請人 は、A公園内のバーベキ ューサイトの運用再開を行わない こと。	令和4年2月15日 調停打ち切り 調停委員会は、4回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し、調 停を打ち切り、本件は 終結した。
東京都 令和3年(調) 第5号事件 (令和3年(調) 第2号事件への 参加)	東京都 住民 163人	令和3年 (調)第 2号事件 と同じ	令和3年4月14日受付 令和3年(調)第2号事件と 同じ	令和4年2月15日 調停打ち切り 令和3年(調)第2 号事件と同じ
神奈川県 令和3年(調) 第3号事件 [マンション借室 電気室からの騒 音防止請求事件]	神奈川県 住民1人	送配電事 業会社	令和3年9月2日受付 変電設備からの音により睡眠 が妨害され、心身に多大な悪 影響があるため。よって、(1) 変電設備を箱型のパットマウ	令和4年3月17日 調停打ち切り 調停委員会は、3回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			ントへ変更すること。(2)(1)の変更までの間、変電設備の音の低減化を図るため、遮音材の交換、防振マットを設置するなど対策を講じること。	がないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
神奈川県 令和3年(調) 第4号事件 [集合住宅建築工事の騒音防止請求事件]	神奈川県 住民2人	ハウスメーカー	令和3年10月29日受付 令和3年7月から同年12月の予定での集合住宅2棟の新築工事の騒音・振動がひどいが、被申請人は効果的な対策を実施せず、当方の相談に誠意ある対応がないため。建屋が完成に近い状態で、内部からの作業員の話し声が壁を通じて申請人自宅内まで響いてくるため、今後入居者の生活音が騒音となることへの不安と対策を被申請人に伝えても誠意ある対応がないため。よって、申請人自宅隣地での集合住宅建築工事において防音パネルなど効果のある騒音対策を講じること。迷惑料500万円の支払うこと。	令和4年1月19日 調停成立 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和4年1月1日から令和4年3月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

ちょうせい

第109号 令和4年5月

編集 総務省公害等調整委員会事務局
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当
Tel: 03-3581-9601 (内線 2315)
03-3503-8591 (直通)
Fax: 03-3581-9488
E-mail: kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に
伴う被害なども
公害紛争処理の対象になります
紛争を解決するには、まずは相談を



公害紛争処理制度に関する相談窓口

総務省公害等調整委員会事務局

公調委 公害相談ダイヤル

TEL 03-3581-9959

月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00
(祝休日及び12月29日～1月3日は除く。)

FAX.03-3581-9488

e-mail. kouchoi@soumu.go.jp

詳しくはこちらへ

公害等調整委員会

検索

URL.

[https://www.soumu.go.jp/
kouchoi/](https://www.soumu.go.jp/kouchoi/)



公式Twitter

@MIC_kouchoi

